

# 申告書の作成・申告はお早めに

市・県民税と所得税の申告時期になりました。両税とも2月16日から申告書の提出を受け付けます。申告期限間近になると受け付け窓口は大変混雑しますので、早めの申告にご協力ください。

## ■提出期間と提出場所■

期間…2月16日(火)～3月15日(火) ※土・日を除く  
場所…市役所 1階税務課、野栄総合支所

※申告に関する相談は、左表の通りです。また、日曜日にも相談・受け付け会場を設けています(2月21日、3月6日のみ)。

※消費税の申告と納税期限は、3月31日(木)です。

## 市・県民税の申告

次の要件に当てはまる人は、市・県民税の申告が必要です。

なお、給与所得のみの人で勤務先から給与支払報告書が提出される人や、平成27年分所得税の確定申告書を提出した(提出する)人は、申告の必要はありません。

### ■申告が必要ない人

○平成28年1月1日現在、匝瑳市に住所があり、平成27年中に所得のあった人

○給与所得者で次のいずれかに当てはまる人

・勤務先から匝瑳市へ給与支払報告書の提出がなかった人(勤務先で確認してください)

・給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円以下の人

○公的年金所得者で次のいずれかに当てはまる人

・公的年金の源泉徴収票に記載の控除内容に変更や追加のある人(年金から引かれていない社会保険料の追加、医療費控除の追加、扶養の変更または追加など)

・公的年金の収入金額が400万円

以下で、それ以外の所得の合計額が20万円以下の人

○無収入だった人、または非課税所得のあった人

※平成27年中に老齢や無職などで所得のなかった人、扶養されていた人、平成9年4月1日生まれ以前の学生、非課税所得(遺族年金、障害年金など)のあった人などは、市・県民税申告書の裏面にその旨を記載し、提出してください。国民健康保険税などの軽減適用や非課税証明書など発行の際の基礎資料になります。

\*\*\* \*\*

市・県民税の申告が必要と思われる人に対しては、1月下旬に市・県民税申告書を郵送しました。郵送されなかった人で申告書が必要な人は、市役所税務課へ連絡してください。

## 所得税の確定申告

次の要件に当てはまる人は、所得税の確定申告が必要です。

### ■確定申告が必要ない人

○事業所得や不動産所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

○給与収入額が2千万円を超える人、

または給与を2か所以上から受けている人

○給与所得や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人

○公的年金の収入金額が400万円を超える人、または400万円以下でもそれ以外の所得の合計額が20万円を超える人

○土地や建物などを売った譲渡所得のあった人

■還付申告は2月16日以前でもできます

給与所得者や年金所得者などで源泉徴収された所得税について、住宅ローン控除や医療費控除などによる還付を受ける場合は、2月16日以前でも申告書の提出が可能です。

### ◆電子申告をする場合

国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」から申告ができます(電子申告には、あらかじめ電子署名や電子証明書が必要です)。

また、作成した申告書などは、印刷(白黒でも可)して書面により税務署に提出ができます。記入の済んだ申告書は、「提出用」と添付書類を確認して、郵送してください。

申告を証明する「控え」(税務署の收受印を押印)が必要な場合は、次





### ◆申告書作成相談会などの日程

開催日・受付時間	会場	対象
<b>申告書作成相談会</b>		
2月9日(火)、10日(水) 9時30分～12時、13時～15時	市民ふれあいセンター2階会議室	所得税(譲渡所得者含む)、消費税、事業税、市・県民税
<b>税理士による無料相談会</b>		
2月9日(火)、10日(水) 9時30分～12時、13時～15時	市民ふれあいセンター2階会議室	小規模事業者など(医師、弁護士、譲渡所得者を除く)
<b>申告相談・受け付け</b>		
2月16日(火)～3月15日(火) ※土・日曜除く 9時～12時、13時～16時	相談…市民ふれあいセンター、野栄総合支所 提出のみ…市役所税務課、野栄総合支所	原則、譲渡所得者と消費税申告を除く
<b>日曜申告相談・受け付け</b>		
2月21日(日)、3月6日(日) 9時～12時、13時～16時	市民ふれあいセンター2階会議室	原則、譲渡所得者と消費税申告を除く

※混雑時(特に午前中)は、相談の受け付けを早めに切り上げる場合があります。

### 軽自動車税

#### 廃車・名義変更の届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原付バイクや軽自動車などの所有者に課税され、5月中旬に納付書を郵送します。このため、4月2日以降に廃車などの手続きをしても年税額がかかります。

廃車などの手続きが必要な人は、3月31日(木)までに届け出をしてください。

#### ◆盗難に遭ったら廃車手続きを

盗難被害に遭った場合、警察へ盗難届を出しただけでは自動的に廃車にはなりません。盗難届を出した警察署名、届け出年月日、受理番号を控えて、廃車手続きをしてください。

#### ◆廃車・名義変更・住所変更などの届け出先

##### 【125cc以下のバイク、小型特殊自動車】

市役所税務課 ☎73-0087

##### 【125cc超のバイク】

関東運輸局千葉運輸支局

☎050-5540-2022

##### 【三輪または四輪の軽自動車】

軽自動車検査協会千葉事務所

☎050-3816-3114

問 税務課市民税班 ☎73-0087

### 固定資産税

#### 建物を取り壊したら必ず届け出を

固定資産税は毎年1月1日を基準日として課税されます。平成27年12月末までに課税対象となっている建物を取り壊した人で減失登記をしていない場合は、市役所税務課へ届け出をしてください。

届け出がないと、課税される場合がありますので、忘れずに届け出をしてください。

問 税務課資産税班 ☎73-0087

#### 申告相談時のお願い

申告書は、自身で作成していただく「自書申告」で、早めの提出をお願いしています。相談会場で申告書作成のアドバイスを行っていますので、相談を希望する人は、次の書類などを持参してください。  
なお、会場混雑時は、早めに受け

のものを同封してください。  
①申告書「提出用」②申告書「控え」  
③切手を貼った返信用封筒(郵便番号、住所、氏名を記入したもの)  
【郵送先】  
〒288-8666 銚子市栄町2丁目1番地1 銚子税務署  
【税務署による受付・相談会場】  
銚子市三軒町19番地4 銚子商工会館(JR銚子駅より徒歩4分)

#### 消費税の申告(個人事業者)

次のいずれかに該当する個人事業者は、「課税事業者」として平成27年の消費税の申告が必要です。

#### ■消費税の申告が必要な人

○基準期間(平成25年分)の課税売上高が1千万円を超える人  
○特定期間(平成26年1月から6月までの6か月間)の課税売上高が、

付けを終了する場合があります。  
申告相談時の持参品：①印鑑②平成27年中の所得を証明する書類(源泉徴収票など。事業所得や不動産所得などがある人は、売り上げ、仕入れ、経費などを集計した帳簿など)③医療費を控除する場合は領収書④国民年金保険料、生命保険料、地震保険料を控除する場合は控除証明書

#### 申告に関する問い合わせ

##### 【市・県民税の申告】

税務課市民税班 ☎73-0087

##### 【所得税、消費税の申告】

銚子税務署 ☎0479-22-1571

#### 確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」では、所得税や消費税の申告書の作成・提出ができます。

◆簡易課税制度による申告  
基準期間の課税売上高が5千万円以下の人で、平成26年12月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を税務署に提出済み(済みの場合は、「簡易課税制度」によるみなし仕入れ率を適用して申告ができます)。  
1千万円を超える人(特定期間の給与等支払額の合計額を用いた判定もできます)